

# 児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について（報告のまとめ）

平成15年9月19日

## < 「報告のまとめ」 について >

本資料は、「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について（通知）」（平成15年7月22日付15文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、各都道府県・指定都市教育委員会において、原則として小学校・中学校は5～10校程度、高等学校は3～5校程度を抽出して、現在の問題点や今後の改善策、学校に対する支援策に関する意見・要望について具体的報告を求めて、その結果を整理・分析するとともに、教育委員会として今後必要と考える取組や国に対する意見・要望をとりまとめたものについて、その主な内容などを文部科学省においてとりまとめ、整理したものである。（それぞれの項目における事項は順不同で記載）

抽出校：小学校4,491校、中学校2,377校、高等学校851校

各教育委員会及び学校においては、本資料を参考として、引き続き、計画的に点検を実施し、児童生徒の問題行動等への対応の在り方について、不断に見直していくことが期待される。

## < 学校に求める点検の項目例 >

### 1 学校における管理・指導体制の在り方

- (1) 管理職のリーダーシップ
- (2) 児童生徒に関する情報の共有化
- (3) 指導方針に関する教員間の共通理解と組織的な指導体制
- (4) 豊かな人間関係づくりと教育相談の充実
- (5) 緊急時に備えた校内体制の整備
- (6) 児童生徒に関する情報の引き継ぎ

### 2 家庭・地域・関係機関との連携の在り方

- (1) 連携方針の確立と共通理解
- (2) 保護者・地域住民との情報交換
- (3) 保護者への啓発、援助等
- (4) 地域住民等の意見の反映
- (5) 関係機関との開かれた連携

### 3 基本的な道徳観・倫理観等の指導の在り方

- (1) 体験活動の活用など多様な指導方法による道徳教育の実践
- (2) 特別活動等における創意工夫
- (3) 規範意識の向上に向けた関係機関との連携による取組

## 学校からの報告

### 1 学校における管理・指導体制の在り方

#### (1) 管理職のリーダーシップ

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 管理職への報告、連絡及び相談が教職員に周知徹底されておらず、教職員ごとに対応の差が生じたり、生徒指導上配慮を要する児童生徒の情報が管理職に速やかに入ってこない学校がある。

- ・ 問題行動の予防を視野に入れた学級経営、道徳や特別活動などの教育課程の編成・実施について、管理職による実施状況の把握や教員への指導助言が不十分な学校がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 教員個人の判断で情報を取捨選択せず、生徒指導委員会等の組織を生かして、情報を管理職に集約するとともに、管理職が危機意識をもって早期に対応するよう心がけている。
- ・ 児童生徒へのきめ細かい指導を行うよう周知徹底を図り、情報の共有や対応策等について個々の教員とのコミュニケーションを図り、生徒指導の充実を図るよう努めている。
- ・ 家庭・地域・関係機関との連携や問題行動への対応などについて、管理職としての方針を明示するとともに、管理職が率先して対応する。
- ・ 問題を学級担任が一人で抱え込むことのないよう、教頭や主任層が中心となって実態把握や未然防止策を講じるなど、組織的に対応するような体制づくりが必要である。
- ・ 管理職が道徳や学級活動などの実施状況をさらに把握し、改善・充実に努める必要がある。
- ・ 道徳や特別活動の指導についても管理職に相談する機会を設けたり、学期ごとの評価を踏まえ教育課程の改善に取り組むなど、日常の教科指導などの教育活動の充実が図られるよう、さらに指導力を発揮する必要がある。

### (2) 児童生徒に関する情報の共有化

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 個別の指導計画又は指導記録の作成が十分に行われていないことから、生徒指導や学習状況の情報、指導方法等について共有化が不十分な学校がある。
- ・ 教員相互間、あるいは教員とスクールカウンセラーの間での児童生徒に関する情報の共有化が不十分な学校がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 指導上特に配慮を要する児童生徒について、個別の指導計画等を作成する。
- ・ 学年部会や各校務分掌等の効果的な打合せの在り方について検討したい。特に、スクールカウンセラーとの情報交換の場に、可能な限り校長・教頭も参加し、的確な対応や指導・助言を行う。

### (3) 指導方針に関する教員間の共通理解と組織的な指導体制

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 学校の指導方針に対する各教員の理解度や取組について、個人差がみられる学校がある。
- ・ 学年、学級で問題を抱え込んだり、逆に学年、学級任せになったりしている学校がある。
- ・ 学校としての指導後の点検が不十分、あるいは点検の結果が指導内容に反映されていない学校がある。
- ・ 教育委員会等からの指導内容等の共通理解を図るための校内研修が不十分な学校がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 事例研究を通しての指導体制の一層の工夫・充実や、問題をもつ児童生徒に関しての情報交換の在り方や指導方針等について理解を深めるための研修を充実する。
- ・ 年度当初に生徒指導の方針について確認し、各学期末に成果や課題について明らかにし、指導体制や指導方法について見直しを図っている。
- ・ 学級担任が一人で問題を抱え込むことがないように、絶えず複数の教員による情報の共有化や協同しての指導体制の確立に努めている。
- ・ 問題行動等への取組状況を自己点検するようチェックシート等を整備、活用していくことが必要である。
- ・ 問題行動等の事例により対応の仕方が異なるので、いつでも誰でも対応できるよう学校の実情に合った具体的な問題解決マニュアルの整備が必要である。

#### (4) 豊かな人間関係づくりと教育相談の充実

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 相談活動の計画や実施方法等についての教職員間の連携や相談体制が不十分な学校がある。
- ・ 教員がカウンセリングマインドをもって児童生徒に接することなどが十分できていない学校や事例も見られる。
- ・ じっくりと指導、相談活動を行うことが難しいとする学校がある。
- ・ プライバシーの保護という点から、家庭での状況を把握できないことがあり、児童生徒の理解が難しくなっている面がある。

##### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 教育相談のマニュアルの整備や定期的に教育相談の機会を設けている。
- ・ 毎年、全教職員及び保護者等が参加する教育相談研修会を開催している。
- ・ スクールカウンセラーの助言を得て、校内でカウンセリング研修会を実施し、教員が教育相談の考え方・手法を身につけ、個別の相談に生かせるよう努める必要がある。
- ・ 効率的な業務に心がけ、じっくりと児童生徒の声に耳を傾ける体制づくりに努める必要がある。
- ・ スクールカウンセラーの配置並びに勤務日数や配置時間を増やしてほしい。

#### (5) 緊急時に備えた校内体制の整備

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 深刻な問題行動の発生時などの緊急時の対応について検討する機会が十分でなく、特に、保護者や地域への情報提供・協力要請について不十分な学校がある。
- ・ 問題行動等に対応する緊急時のマニュアルが整備されていない学校がある。
- ・ 緊急時に対応するための校内での体制はできているが、実際に緊急時に対応した経験がなく教職員が不安をもっている場合も見られる。

##### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 深刻な問題行動の発生時などの場面を想定し、マニュアル化する必要がある。さらに、机上のシミュレーションにとどまらず、様々な場面を設定しての訓練の実施によるマニュアルの評価を積み重ね、より充実した体制づくりをすることが必要である。
- ・ 地域の町内会など学校周辺地域や関係機関等との協力体制について、常時協力や助言を得るなど、より効果的な体制を構築する必要がある。

#### (6) 児童生徒に関する情報の引き継ぎ

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 小・中・高等学校間で十分な情報提供・共有化が行われていない場合も見られる。
- ・ 進級時や人事異動時の教員間での引き継ぎが不十分な学校がある。
- ・ 情報交換会等で引き継ぎが行われているが、個人情報共有の在り方をどうするかが問題となっている場合が見られる。

##### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 小中間又は中高間で、例えば生徒指導担当者間、学年担当者間、養護教諭間のそれぞれで情報交換を行う、入学前だけでなく入学後も情報交換を行うなど学校間の連携に努める。
- ・ 小中間又は中高間で教員が相互に授業参観を行い、生徒指導や学習指導の在り方などの改善・充実に資する。
- ・ 児童生徒個人に関する記録を作成し、教員間の引き継ぎを確実にを行う。
- ・ 児童生徒のプライバシーに配慮した情報の管理及び活用ができるような体制づくりが必要である。

## 2 家庭・地域・関係機関との連携の在り方

### (1) 連携方針の確立と共通理解

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 関係機関の役割、機能や連絡先について、全教職員に周知していない学校がある。
- ・ 関係機関との連携方針について、保護者や地域住民等への周知が不十分な学校がある。
- ・ 関係機関との連携の対応が校長、教頭等の管理職に限られている学校がある。
- ・ 連携を進めるための具体的な方針・計画を策定していない学校がある。
- ・ 特に高等学校において、地域社会との連携が不十分な学校がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 家庭・地域・関係機関との連携等について基本方針・計画や校内体制を定め、教職員間で共通理解を図っている。
- ・ 関係機関との連携には校長等の管理職が当たることが多いが、全教職員に対し連携の方針、関係機関の役割や機能、担当者氏名や連絡先について周知する必要がある。
- ・ 保護者に対し学校としての生徒指導方針等について繰り返し周知する必要がある。
- ・ 学校通信等により、家庭のみならず地域に対し学校からの情報発信に努めていく必要がある。

### (2) 保護者・地域住民との情報交換

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 情報交換に際し、プライバシーや個人情報の扱いをどうするかが問題となる場合も見られる。
- ・ 学校に情報提供することが告げ口のような感覚をもたれることから、十分な情報が得られない面がある。
- ・ 保護者の居場所が分からない家庭もあるなど、複雑な家庭の状況にある児童生徒の保護者の相談や助言、連携が問題となる場合も見られる。
- ・ 全校保護者会等の学校理解のための機会を設けて保護者や地域の方々に参加を呼びかけているが、出席する保護者が必ずしも多くない学校がある。
- ・ 高等学校の場合、保護者との情報交換が必ずしも緊密ではないという学校がある。また、保護者との情報交換は進んでいる学校でも、学区が広範囲なため、地域との情報交換が不十分な場合も見られる。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 学校外での児童生徒の状況について地域住民や警察等から十分協力を得るとともに情報を提供しあいながら、児童生徒への注意喚起を行っている。
- ・ 授業参観、保護者会、学校公開の実施などにより保護者や地域住民の来校の機会を増やすなど、児童生徒の実態等について積極的な情報提供に努めている。
- ・ 学校評議員等による外部評価を十分に取り入れ、その評価を踏まえた対応の結果等を地域にフィードバックする必要がある。
- ・ 情報発信を工夫し、地域で児童生徒の安全を守り、共に育てていこうとする意識を高める必要がある。

### (3) 保護者への啓発、援助等

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 児童生徒の問題行動への対応に際して、児童生徒個人の問題よりも家庭環境や保護者の在り方に踏み込まなくてはならない場合も多く、特に家庭の状況の複雑な家庭や非協力的な家庭への対応に苦慮する場合も見られる。
- ・ 保護者に対しては、日常の連絡にとどまり、子育て、しつけの支援に係る啓発が不十分な学校がある。
- ・ 学級懇談会等への出席者が限定され、連携をとる必要が高い保護者が来校しない場合も見られる。

- ・ 保護者の考え・価値観が多様であり、教育、しつけに無関心である場合など、保護者の理解を得るのに時間と労力を要する場合も見られる。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ スクールカウンセラーによる保護者を対象とした研修会や講演会を実施している。また、個々の児童生徒への対応については、児童相談所、スクールカウンセラー等と協議連携し、方針と役割を明確にして、家庭訪問や電話を通して対応するように努めている。
- ・ 学校の様子を家庭に知らせるために、学校通信、生徒指導通信等を活用した情報発信に努めている。
- ・ 家庭の教育力の低下や子育てに関しての関心の低さが児童生徒の問題行動に繋がる例があるため、家庭訪問や電話等を通して、保護者への支援に努める必要がある。

### （４）地域住民等の意見の反映

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 学校評議員制度や学校モニター制度はあるが、意見聴取が不十分な学校がある。
- ・ 特に高等学校では、通学区域が広域にわたるため、地域住民との関係が希薄になりがちな場合も見られる。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 学校評議員等を積極的に活用する必要がある。
- ・ 学校評議員の意見を反映させる仕組みや学校が実施する自己評価の活用の在り方等について一層の工夫が必要である。
- ・ 保護者、地域から寄せられる声を全教職員に周知し、画一的な学校運営にならないよう、柔軟に対応するよう努めている。
- ・ 教員一人一人が外部評価の結果を自分の課題として受け止める意識改革が必要である。
- ・ 学校と地域住民が意見交換できる場を定期的に設ける等、開かれた学校づくりを行うことが必要である。

### （５）関係機関との開かれた連携

#### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 警察等関係機関との情報交換が、個々の事例研究・対策協議まで結びついていない場合も見られる。
- ・ 関係機関との情報交換に当たっては個人情報の取扱いをどうするかが問題であり、特に警察からはプライバシー保護や捜査上の理由から十分な情報が得られない場合も見られる。
- ・ 児童虐待防止法についての教職員の理解が不十分な学校がある。
- ・ 関係機関との連携では、窓口担当者の熱意や個人的な人間関係に頼っている学校がある。
- ・ 不審者情報について、保護者への周知体制やその方法等に関して、長期休業中も含めて検討する必要のある学校がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 不審者情報については、日頃から警察等関係機関と情報交換を行っており、実際に不審者情報があった場合には、児童生徒にすぐ知らせるとともに、保護者にも文書で知らせようとしている。
- ・ 関係機関との連携については、具体的な事例研究まで行えるようにする必要がある。
- ・ 学校と教育委員会、関係機関等の連携によるサポートチームを編成するなどの対応をより一層推進する必要がある。
- ・ 児童虐待の把握や対応について、関係機関や地域の民生・児童委員等との連携を深める必要がある。
- ・ 児童虐待防止法について、研修会等を通じてその周知・徹底を図る必要がある。
- ・ 問題発生時には関係機関との連携が行われているが、問題を予防するための連携を更に進め

ていく必要がある。

- ・ 携帯電話の普及等により問題行動が校区を越えて発生し、数校の生徒が関連する傾向にあることから、一層幅広い連携が必要である。
- ・ 複数の機関が混在する事例では各機関で取り扱うようになるため、各機関の役割をコーディネートするような機関が必要である。

### 3 基本的な道徳観・倫理観等の指導の在り方

#### (1) 体験活動の活用など多様な指導方法による道徳教育の実践

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 指導の工夫等が各担任や学年に委ねられ、学校全体としての系統的な指導が不十分な学校がある。
- ・ 社会奉仕体験活動等の体験活動を生かし、自らの生き方在り方を考えさせるなどの指導の工夫が不十分な学校がある。
- ・ 適切な教材を準備したり、地域の人材の参加や協力を得たりする等の取組が不十分な学校がある。
- ・ 規範意識を高める上で、具体的な社会問題や法規を取り上げるなどの工夫が不十分な学校がある。

##### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 学校の教育活動全体を通して全教職員が共通理解し、発展的に指導することをさらに充実させる必要がある。
- ・ 社会奉仕体験活動等の体験活動を道徳の時間の指導に生かすなど関連的指導を充実する。
- ・ 児童生徒の心に響く教材(「心のノート」を含む)の開発・活用の推進や、保護者や地域住民が参画する指導など指導方法の工夫・改善に努める。
- ・ 様々な人との出会いや交流を通して心の教育を充実する。また、飼育動物の観察等を通じて生命尊重の心をはぐくむことが求められる。
- ・ 魅力的な教材の開発、実践例の収集などを行い、優れた教材例・指導例を活用できるようにしてほしい。

#### (2) 特別活動等における創意工夫

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 社会奉仕体験活動等の体験活動への取組が不十分な学校がある。
- ・ 学級活動などを通じた望ましい人間関係づくりや学年・学級経営が不十分な学校がある。

##### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 学年や学級の活動を工夫して、望ましい人間関係の確立に努めるとともに、学校教育全体を通して、体験活動を一層推進する。
- ・ 児童生徒の社会性を育成する観点から、学校行事や児童会(生徒会)活動を工夫し、異学年の交流の機会を増やしたり、児童生徒の人間関係づくりのための学級活動の工夫を行うなどしている。
- ・ 中学校において、入学前に校区内の小学校6年生とその保護者を対象に学校説明会を行ったり、入学直後に宿泊研修を実施するなどして、学校や学級への適応を図っている。

#### (3) 規範意識の向上に向けた関係機関との連携による取組

##### 【問題点としてあげられた例】

- ・ 規範意識についての児童生徒への指導が不十分な学校がある。
- ・ 規範意識の向上を図るための関係機関との連携協力が不十分な学校がある。
- ・ 講演会等の開催が、その場だけのものになったり、単調化したりしている場合も見られる。
- ・ 規範意識の向上は学校での取組だけでは不十分な面がある。

#### 【取組の例や改善策としてあげられた例】

- ・ 規範意識向上に向けて、児童生徒の学習機会を充実するとともに、発達段階に応じた学習を工夫する必要がある。
- ・ 関係機関との連携に、日常的に取り組む必要がある。
- ・ 各機関が定期的に巡回する「指導教室」等を設定してほしい。
- ・ 保護者への支援や相談体制の整備を行政として積極的に進めてほしい。

#### 教育委員会として今後必要と考える取組

##### 学校における管理・指導体制の在り方

- ・ 有能な人材の管理職への登用、組織マネジメント研修など管理職を対象とした研修の見直しや充実による管理職のリーダーシップの向上
- ・ スクールカウンセラーの配置や連絡協議会の実施、教員のカウンセリングマインドの向上等による教育相談体制の充実
- ・ 危機管理マニュアルの作成及び活用状況の確認、深刻な問題行動の発生時における対応の在り方や緊急時に備えた校内体制の見直しについての指導
- ・ 他校種との連絡会の開催促進等による児童生徒に関する適切な情報の引き継ぎの促進
- ・ 学校の自己評価や外部評価の成果を学校の管理・指導体制の見直しに反映させるための指導
- ・ 国や地方自治体の指導内容の徹底と効果的な周知の在り方についての検討

##### 家庭・地域・関係機関との連携の在り方

- ・ 関係機関の役割等について保護者や地域住民に分かりやすく提示するための取組の推進
- ・ 学校評議員制度の導入の促進及び一層の活用
- ・ サポートチーム等地域支援システムの一層の拡充及びその成果の周知
- ・ 教育委員会と警察署との適切な情報連携の在り方について指導助言
- ・ 学校警察連絡協議会の活性化
- ・ P T A 活動の促進

##### 基本的な道徳観・倫理観等の指導の在り方

- ・ 体験活動や地域人材の参加・協力等による道徳教育の充実
- ・ 効果的な学級活動の実施等による特別活動の充実
- ・ 社会奉仕体験活動など体験活動の充実
- ・ 非行防止教室等の開催の促進

#### 国に対する意見・要望

スクールカウンセラーの配置の拡充等による教育相談体制の充実

児童生徒支援加配等の人的な措置

少人数指導等を図るための教職員定数の一層の改善

児童生徒を取り巻く有害環境への対策の推進

家庭教育支援の充実